



2019年5月31日

各 位

会 社 名 ワタベウェディング株式会社
代 表 者 名 代表取締役 社長執行役員 花房 伸晃
(コード番号 : 4696 東証第一部)
問 合 せ 先 グループ管理本部長 鈴木 眞治
(TEL : 075 - 778 - 4111)

決算期（事業年度の末日）の変更及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、以下のとおり、決算期の変更及び定款の一部変更について、2019年6月27日開催の第55期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとしておりますが、当社グループの決算期を統一することで、予算編成や業績管理等、グローバルな事業運営の効率化を図り、グループ一体となった経営を推進するため、当社の事業年度を毎年1月1日から12月31日までといたします。あわせて関連規定につきましても所要の変更を行うものであります。

2. 決算期変更の内容

現 在	毎年 3月31日
変 更 後	毎年 12月31日

(注) 決算期変更の経過期間となる第56期は、2019年4月1日から2019年12月31日までの9か月決算となる予定です。

3. 今後の見通し（9か月決算の業績見通し）

決算期（事業年度の末日）変更の経過期間（経過年度）となる第56期（2019年4月1日から2019年12月31日）の連結及び個別業績の見通しにつきましては、詳細が決定次第お知らせいたします。

4. 定款の一部変更

(1) 定款変更の理由

- ① 子会社の事業の多様化及び新規設立した子会社の事業内容に対応するため、現行定款第2条（目的）に事業目的の追加を行うものであります。
- ② 経営執行体制の一層の強化・充実を図るとともに、コーポレート・ガバナンス機能をさらに強化するための取締役の増員が可能となるよう、現行定款第18条（員数）に定める取締役の員数を増加するものであります。

(2) 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分に変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総 則	第1章 総 則
第1条 (条文省略)	第1条 (現行どおり)
(目的)	(目的)
第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。	第2条 (現行どおり)
(1) ~ (22) (条文省略)	(1) ~ (22) (現行どおり)
(新 設)	<u>(23) コンピューターシステムの企画、設計、開発、管理、保守、運営、賃貸および販売ならびにこれらの受託、指導およびコンサルティング</u>
(新 設)	<u>(24) 労働者派遣事業および有料職業紹介事業</u>
<u>(23)</u> (条文省略)	<u>(25)</u> (現行どおり)
第3条~第12条 (条文省略)	第3条~第12条 (現行どおり)
(定時株主総会の基準日)	(定時株主総会の基準日)
第13条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 <u>3</u> 月31日とする。	第13条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 <u>12</u> 月31日とする。
第14条~第17条 (条文省略)	第14条~第17条 (現行どおり)
(員数)	(員数)
第18条 当社の取締役は、 <u>10</u> 名以内とする。	第18条 当社の取締役は、 <u>12</u> 名以内とする。
第19条~第33条 (条文省略)	第19条~第33条 (現行どおり)
(事業年度)	(事業年度)
第34条 当社の事業年度は、毎年 <u>4</u> 月1日から <u>3</u> 月31日までの1年とする。	第34条 当社の事業年度は、毎年 <u>1</u> 月1日から <u>12</u> 月31日までの1年とする。
第35条 (条文省略)	第35条 (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(剰余金の配当および基準日)</p> <p>第36条 当社の期末配当の基準日は、毎年<u>3</u>月31日を基準日とする。</p> <p>2. 当社の中間配当の基準日は、毎年<u>9</u>月30日とする。</p> <p>3. (条文省略)</p> <p>第37条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(剰余金の配当および基準日)</p> <p>第36条 当社の期末配当の基準日は、毎年<u>12</u>月31日を基準日とする。</p> <p>2. 当社の中間配当の基準日は、毎年<u>6</u>月30日とする。</p> <p>3. (現行どおり)</p> <p>第37条 (現行どおり)</p> <p>附 則</p> <p><u>(第56期事業年度の期間)</u></p> <p>第1条 第34条の規定にかかわらず、<u>第56期</u>の事業年度は、<u>2019年4月1日から2019年12月31日までの9か月間とする。</u></p> <p><u>(第56期事業年度の中間配当の基準日)</u></p> <p>第2条 第36条第2項の規定にかかわらず、<u>第56期</u>事業年度の中間配当の基準日は、<u>2019年9月30日とする。</u></p> <p><u>(附則の有効期間)</u></p> <p>第3条 前2条および本条は、<u>2019年12月31日まで有効とし、同日の経過をもって削除する。</u></p>

以 上